

資料4

神奈川県における地域医療連携ネットワークの今後の方向性について

- ◇神奈川県における今後の地域医療連携ネットワーク構築の方向性
- ◇神奈川県における地域医療連携ネットワークの基本的な構築イメージ
- ◇神奈川県地域医療連携ネットワーク構築ガイドライン(仮称)について
- ◇県ガイドラインの全体像について
- ◇今後の想定スケジュールについて

平成31年3月18日

神奈川県地域医療連携ネットワーク構築検討会議 設置準備会
事務局提出資料

神奈川県における今後の 地域医療連携ネットワーク構築の方向性(1)

- ◇ 県民は、通勤、転居等により、**市域・二次医療圏域を越境**することが多いため、県民の医療情報を共有するためには、**全県をカバーする地域医療連携ネットワークの構築が必要**。
- ◇ しかし、都市部では、病院、診療所、介護事業者等の関係施設が非常に多く、そもそも全県のネットワークを構築するための地域団体(協議会)の組織が困難であるため、都市部を多く抱える神奈川県においては、**全県単一の地域医療連携ネットワークの構築は困難**。
- ◇ そのため、神奈川県では、今後策定する全県共通のガイドラインに基づき、**県内複数の地域で地域医療連携ネットワークを順次構築し、さらに広域のネットワーク(全国保健医療情報ネットワーク)に接続することで、県民の医療情報を広域的に共有する仕組みとする必要がある**。

神奈川県における今後の 地域医療連携ネットワーク構築の方向性(2)

1 基金財源の活用

- ◇ 地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業により、平成32年度以降に順次、県内の各地域でネットワークを構築することを目指す。

2 持続可能で、地域を超えて情報共有できるシステム(案)

- ◇ 地域医療連携ネットワークのクラウドサーバに自動的にデータを保存するネットワークシステム(電子カルテ等の個別システムと連動させることで、二重入力の手間を回避)とする。
- ◇ 計画・構築段階から参加機関ごとの負担金について合意しておき、地域医療連携ネットワークの運用コストに見合う収入を確保することで、持続可能性を担保する。
- ◇ 厚労省標準規格の実装により、全国保健医療情報ネットワークに接続可能なシステムを実現

3 構築地域数(案)

- ◇ 県内15地域(横浜市内7地域、横浜市以外は二次医療圏単位)程度の構築を目指す。

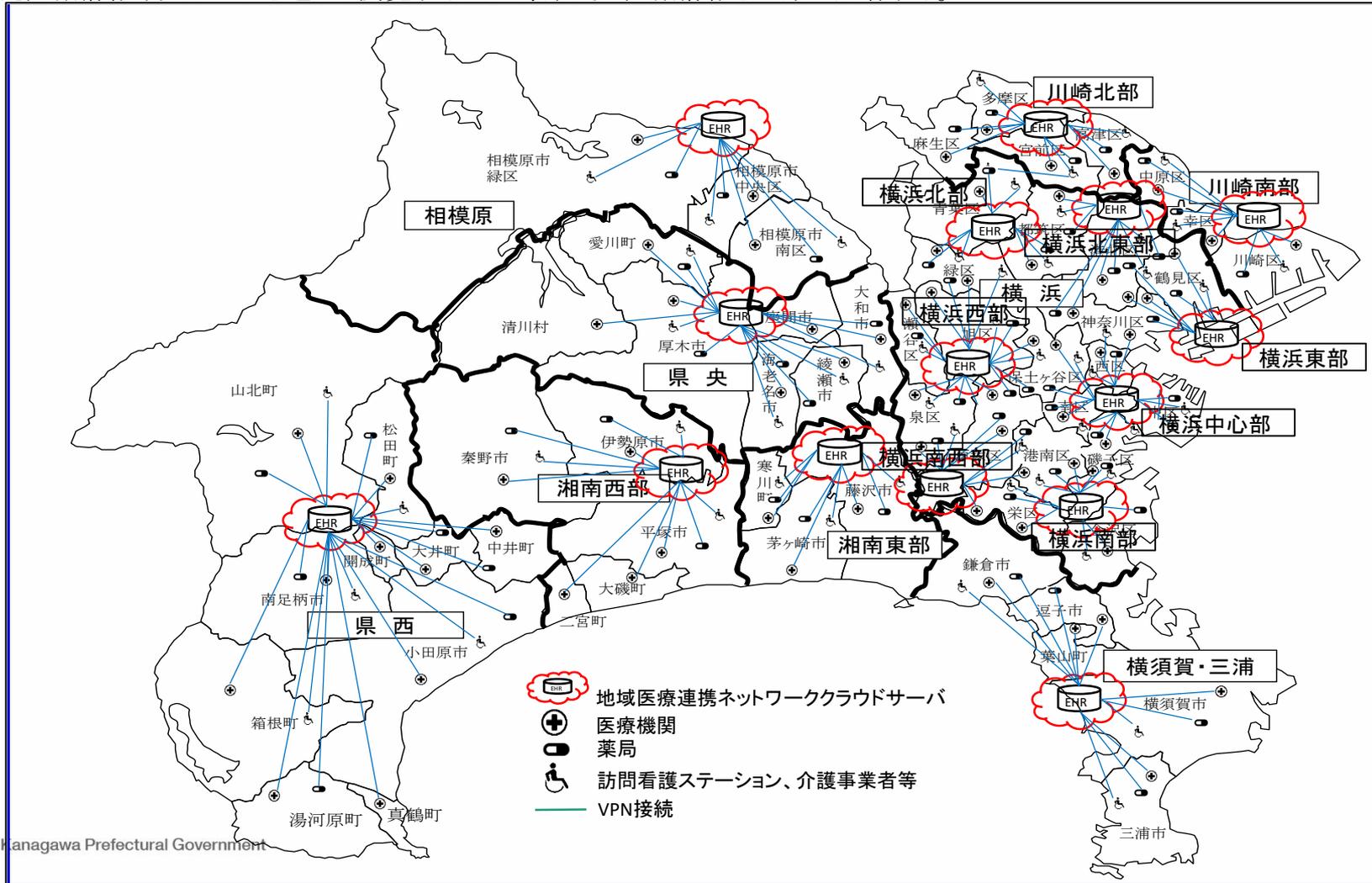
4 将来像(案)

- ◇ 地域医療連携ネットワークのクラウドサーバに蓄積された県民の医療情報を、他の地域医療連携ネットワーク参加機関から、全国保健医療情報ネットワークを通じて閲覧が可能にすることで、市域、二次医療圏域を超えた医療情報の共有を目指す。

神奈川県モデルとして都市部における成功を目指します。

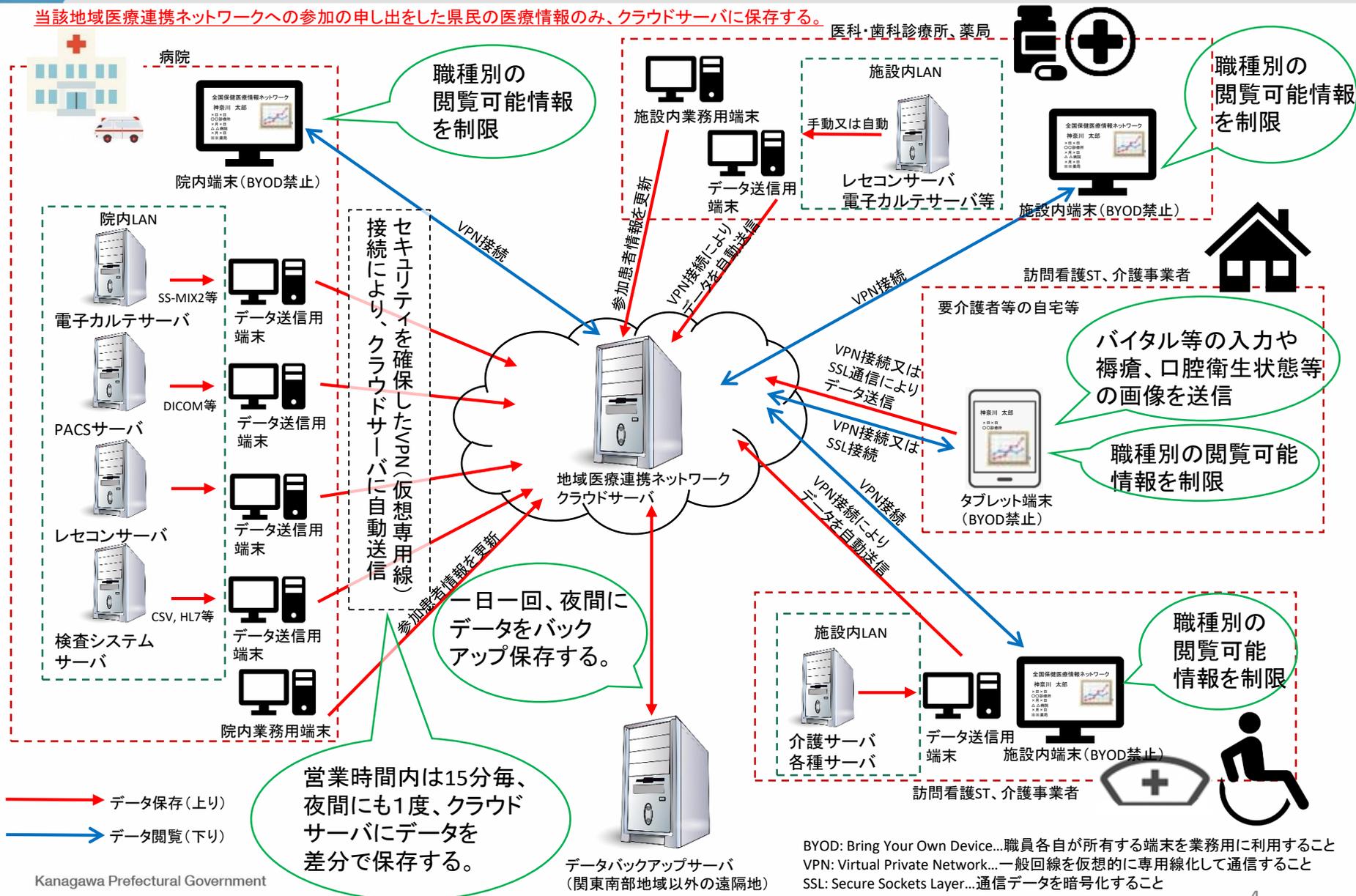
神奈川県における地域医療連携ネットワークの基本的な構築イメージ(1)

- ① 県内15地域に地域医療連携ネットワークを構築し、地域内の医療機関、介護事業者等が参加する(1地域の人口は40~80万人)。
- ② 当該地域医療連携ネットワークに参加する県民の医療情報が各参加施設のサーバ等から、セキュリティを確保したVPN接続により、各地域医療連携ネットワークのクラウドサーバに保存される。
- ③ 地域医療連携ネットワークのクラウドサーバに蓄積された県民の医療情報を、他の地域医療連携ネットワーク参加機関から、全国保健医療情報ネットワークを通じて閲覧することで、県民の医療情報を全县で共有する。



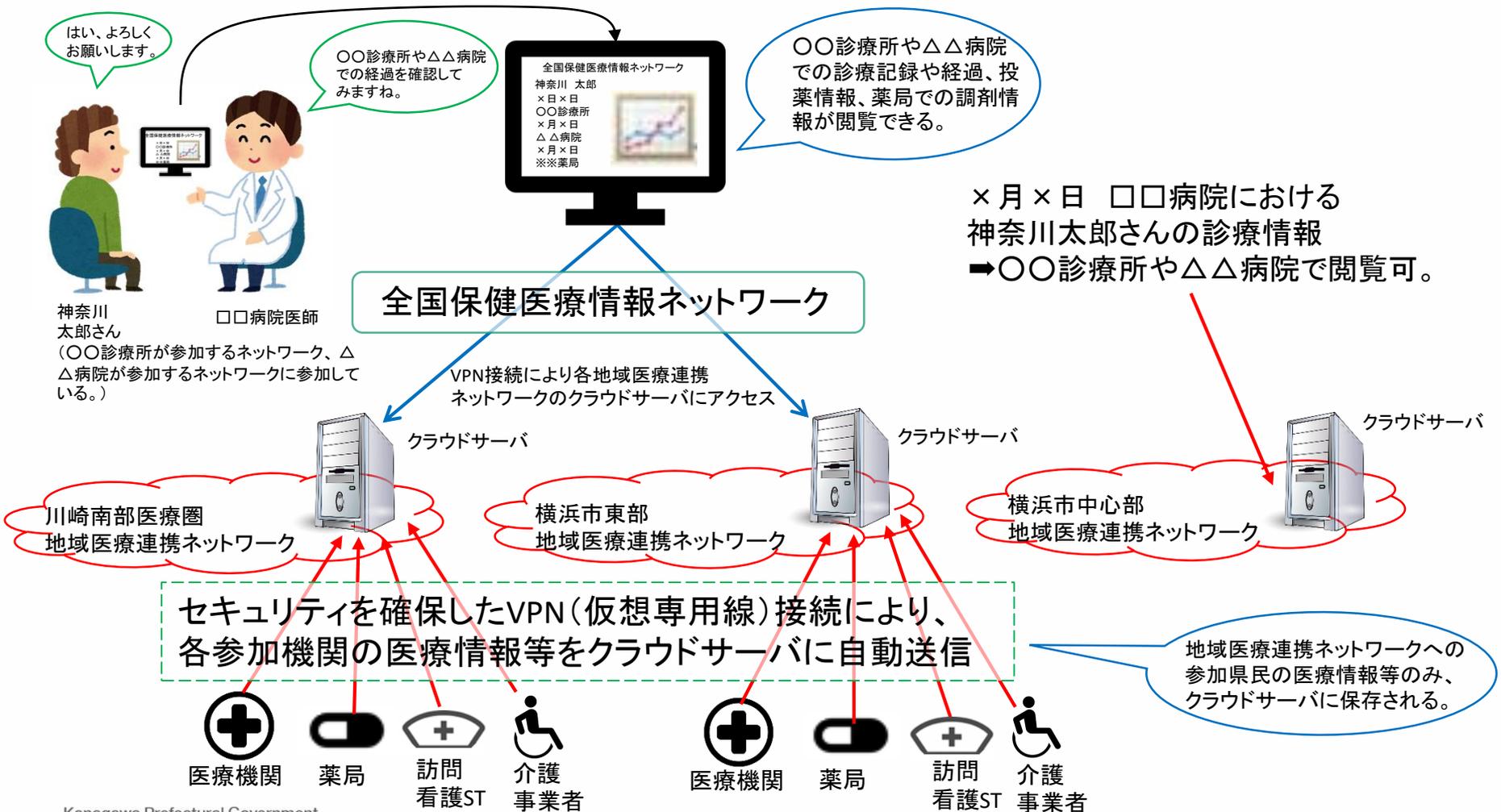
神奈川県における地域医療連携ネットワークの基本的な構築イメージ(2)

当該地域医療連携ネットワークへの参加の申し出をした県民の医療情報のみ、クラウドサーバに保存する。



神奈川県における地域医療連携ネットワークの基本的な構築イメージ(3)

川崎市在住の神奈川太郎さんは、横浜市中区まで通勤していますが、普段は川崎南部にあるかかりつけ医の〇〇診療所で受診し、横浜市東部地区の△△病院で手術を受けたことがあります。
×月×日に、勤務先の横浜市中区にある□□病院を初めて受診しました。



神奈川県地域医療連携ネットワーク構築ガイドライン(仮称) について

1 ガイドラインの目的

- ◇ 神奈川県における地域医療連携ネットワークの円滑な構築と持続可能な運用を確保する上で必要と考えられる事項、一定の配慮が必要な事項、参考事項を示すことで、神奈川県における今後の地域医療連携ネットワーク構築の姿の実現を目指していく。

2 ガイドラインの内容

- ◇ 骨子案 → 資料5
- ◇ 地域医療連携ネットワークの計画・構築、運用、更新の各段階の項目ごとに必要事項、留意事項、参考事項に分けて記述する。

- 《必要事項》 → 地域を超えた医療情報の共有を図り、かつ円滑な構築と持続可能な運用を確保するために必要と考えられる事項
(例) 全国保健医療情報ネットワークへの接続に必要な技術要件、地域における協議会の設立、参加機関の負担金の合意
- 《留意事項》 → 必要事項とまではしないものの、一定の配慮が必要と考えられる事項
- 《参考事項》 → 他の地域医療連携ネットワークの事例等を参考に示す事項

※ なお、ガイドラインの策定に当たっては、県に先行して横浜市が定めた「横浜市におけるICTを活用した地域医療連携ネットワークガイドライン」(平成30年)と齟齬がないよう努める。

3 策定方法

- ◇ 「神奈川県地域医療連携ネットワーク構築検討会議」で3回程度の議論を経て策定する。

4 策定予定時期 平成31年6月

県ガイドラインの全体像について

- 1 ガイドラインの目的等
 - 1-1 ガイドラインの目的
 - 1-2 横浜市ガイドラインとの関係
 - 1-3 用語の定義
- 2 神奈川県が目指す地域医療連携ネットワーク
 - 2-1 国が目指す全国保健医療情報ネットワーク
 - 2-2 神奈川県が目指す地域医療連携ネットワーク
- 3 地域医療連携ネットワークの計画と構築
 - 3-1 地域医療連携ネットワークを構築する地域の単位
 - 3-2 地域協議会
 - 3-2-1 地域協議会の設立の単位
 - 3-2-2 地域協議会の設立の呼びかけ
 - 3-2-3 地域協議会の設立の合意
 - 3-2-4 地域協議会の定款・規約
 - 3-2-5 地域協議会の法人格
 - 3-2-6 ベンダー調整機関・主任者の設置
 - 3-2-7 地域協議会における議決事項等
 - 3-3 地域で共有する医療情報の範囲
 - 3-4 システム銘柄の技術的要件及び選定
 - 3-4-1 厚生労働省標準規格の実装
 - 3-4-2 技術要件
 - 3-4-3 システム銘柄の選定
 - 3-5 参加機関の負担金
 - 3-6 新規加入を希望する機関の受入及び脱退
 - 3-6-1 新規加入を希望する機関の受入
 - 3-6-2 脱退
 - 3-7 地域医療連携ネットワークのホームページの開設
- 4 地域医療連携ネットワークの運用
 - 4-1 地域協議会の運営
 - 4-2 本人同意の取得と個人情報の保護
 - 4-2-1 本人同意の取得方法
 - 4-2-2 職種別の情報閲覧範囲、情報更新権限の設定等
 - 4-2-3 未受診医療機関等からの情報閲覧制限等
 - 4-2-4 個人情報保護法制上の留意点及び不適切な個人情報の取扱いの禁止
 - 4-3 患者の名寄せ
 - 4-4 定期的な評価
 - 4-5 参加機関における安全管理対策の徹底
- 5 地域医療連携ネットワークの更新
 - 5-1 地域協議会における議決
 - 5-2 データ引継ぎ
- 6 県の補助事業により地域医療連携ネットワークを構築する際の留意点

今後の想定スケジュールについて

項目	平成31（2019）年度												平成32（2020）年度												平成33年度					
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
ガイドライン	検討会の開催 (策定後は必要に応じて開催)		●	●	●																									
	ガイドライン策定					●																								
その他	公募				→																									
	予算要求																													
	構築スタート																													
	セミナー開催																													